

岩手県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

令和6年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市楯ヶ崎上町、楯ヶ崎仲町、楯ヶ崎下町、光岸地、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町及び臨港通の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月1日から令和7年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量